

# 東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業実施要綱

平成31年1月17日

教育長決定

(改正) 平成31年3月25日付30教地義第1556号

## (目的)

第1条 この要綱は、区市町村が行う公立学校の屋内体育施設への空調設置事業（以下「支援事業」という。）に要する経費を補助するために必要な事項を定め、もって、災害時の避難所における良好な環境及び都内公立学校の良好な教育環境の確保に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「公立学校」とは、区市町村が設置する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校及び特別支援学校をいう。

## (支援対象)

第3条 支援対象は、次に掲げる工事（以下「空調設置工事」という。）を実施する区市町村のうち、支援事業による支援を希望するものとする。

(1) 文部科学大臣が定める「学校施設環境改善交付金交付要綱」における「大規模改造(質的整備)」事業の建物の空調設置に係る工事により、空調設備の設置を行う工事

(2) 区市町村が物件賃貸契約を行う事業者が実施する(1)と同等の工事及びこれに付随する工事

## (支援事業の内容等)

第4条 支援事業の内容は、区市町村が実施する、空調機器が設置されていない公立学校屋内体育施設（体育館、武道場等）に新たに空調設置を行う事業に対する経費補助とし、年度ごとに予算の範囲内において決定する。

2 前項に定める支援の実施方法等について必要な事項は、東京都教育庁地域教育支援部長（以下「地域教育支援部長」という。）が別に定める。

## (補助金の交付対象)

第5条 東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、前条により東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）が支援事業として決定したもの（以下「補助事業」という。）とし、その対象となる経費、補助率、実施体制等は、別表のとおりとする。

## (補助金の額)

第6条 補助金は、都の予算の範囲内において交付するものとし、前条の算定方法によ

り算出した額の合計額とする。

- 2 前項において算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助金は、区市町村ごとに交付する。

(支援事業に対する申請)

第7条 第3条に定める空調設置事業を実施する区市町村が第4条に定める支援事業による支援を希望するときは、事業計画書を都教育委員会に提出しなければならない。

(支援の決定)

- 第8条 都教育委員会は、前条に規定する事業計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適切と認める場合は支援を行うものとして決定し、区市町村に通知する。
- 2 都教育委員会は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付手続)

- 第9条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 交付事務団体(別表に基づき補助金交付事務を行う者をいう。以下同じ。)の長は、交付申請書の内容の確認のために、区市町村の立会いの下、実地調査等を行うことができる。
  - 3 その他交付等に係る手続については、別途交付事務団体の長がこれを定める。

(申請の取下げ)

第10条 区市町村は、第8条の規定により決定した支援の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を都教育委員会に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 都教育委員会は、支援内容を決定した後に、区市町村が冷房化事業の全部又は一部を天災地変その他事情の変更により継続する必要がなくなった場合は、支援内容の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(事業の遅延の届出)

第12条 区市町村は、事業が予定の期間内に完了しない場合には、都教育委員会に事業遅延報告書を提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 区市町村は、第7条に規定する事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を都教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

2 都教育委員会は、事業計画の遂行状況について必要があると認めるときは、区市町村に対し、その状況の報告を求めることができる。

(事業計画変更等の承認等)

第14条 第8条の規定により支援の決定を受けた区市町村は、事業計画を変更しようとするとき(中止又は廃止しようとするときを含む。)は、あらかじめ変更事業計画書を都教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に実質的に影響のない変更についてはこの限りではない。

2 都教育委員会は、前項の変更事業計画書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認する又は承認しないことを区市町村に通知する。

(支援内容の決定の取消し)

第15条 都教育委員会は、本要綱の定めと抵触する事実があった場合は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 都教育委員会は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村に通知する。

(補助事業の完了時期)

第16条 区市町村は、交付決定を受けた補助事業を申請年度の末日までに完了しなければならない。ただし、交付申請時に完了時期の指定がある場合は、その指定される期限までに完了しなければならない。

(事故報告)

第17条 区市町村は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等について書面により都教育委員会に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第18条 東京都知事(以下「知事」という。)は、区市町村が提出する報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれらに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 区市町村がこの命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることができる。

(立入検査等)

第19条 都教育委員会は、関係職員をして区市町村に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産管理等)

第20条 区市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得

財産等」という。)については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該補助事業の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、区市町村が取得財産等の処分をすることにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第21条 区市町村は、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第22条 区市町村は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度終了後の翌会計年度の初めから起算して5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、地域教育支援部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から適用する。

附 則 (30 教地義第 1556 号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

	対象工事	補助金交付事務実施体制及び対象者	対象経費	算定方法及び補助率
設置者が行う施設整備	文部科学大臣が定める「学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年4月1日付23文科施第3号)」における大規模改造(質的整備)事業の建物の空調設置に係る工事	公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し東京都が出えんするとともに、都教育委員会が公社に補助金交付の事務を委託して区市町村を交付対象として実施	各事業における申請年度の国庫補助事業の配分基礎額(※1)と、事業に要した工事費(本工事費、附帯工事費、実施設計費、工事管理委託費)(※2)とを比較して、少ない方の額	対象経費の6分の1以内 ただし、特定の要件を満たすもの(※4)で、国の補助金の採択が受けられなかった場合(※5)は国の補助額分を加算(※6)
			各事業における申請年度の国庫補助事業の配分基礎額と、事業に要した工事費とを比較して、工事費額が配分基礎額を上回った場合の工事費の超過額 ただし、工事費が都の上限額(※3)を超える場合にあっては、都の上限額と配分基礎額との差額とする。	対象経費の2分の1以内 ただし、特定の要件を満たすもの(※4)で、国の補助金へ申請を行った場合(※5)は3分の2以内
リース事業者が行う施設整備	学校設置者と物件賃借契約を締結した物件賃借事業者が行う空調設置工事(※7) ただし、工事内容については、設置者が行う施設整備と同等の工事	東京都教育委員会が、学校設置者と締結した物件賃借契約を履行する事業者に対して直接補助	物件賃借契約の仕様に基づく空調設置の工事費(本工事費、附帯工事費、実施設計費、工事管理委託費)(※2)額 ただし、工事費が都の上限額(※3)を超える場合にあっては、都の上限額とする。	対象経費の2分の1以内

- ※1 各事業における補助対象面積に、国が定める1平方メートル当たりの補助単価を乗じて算出した額
- ※2 他の国又は都の負担金・交付金・補助金の申請を行う事業において算定の基となる工事費分を、本事業の「事業に要した工事費」として含めないこと。
- ※3 各事業における補助対象面積に、別に定める都の補助上限単価を乗じたもの
- ※4 平成30年度に開始する事業及び平成31年6月末日までに整備計画を策定・提出したもの
- ※5 平成30年12月東京都補正予算の成立以降に、平成30年度及び平成31年度の国の補助金への申請機会がなかったものを含む。
- ※6 国の補助金申請を行う時期による対象事業に対応した補助率で算定
- ※7 これに付随する工事については、別に定めるものとする。